



一都三県連合海区漁業調整委員会  
議 事 録



令和4年8月5日

一都三県連合海区漁業調整委員会



## 一都三県連合海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和4年8月5日(金) 午後1時30分から2時08分まで

開催場所 静岡県静岡市葵区追手町44-1  
静岡県産経会館3階 特別会議室 (ZoomによるWeb会議併用)

### 議 題

- (1) 令和5年漁期における火光利用さば漁業の調整について
- (2) 令和5年漁期におけるあじ・さば棒受網漁業の調整について
- (3) その他

### 出席者

○海区委員	千葉県	石井会長、鈴木会長代理、清水会長代理
	東京都	有元会長、浜川委員、関委員
	神奈川県	櫻本会長、宮川副会長、福本副会長
	静岡県	鈴木会長、橋ヶ谷副会長、高田委員
○都県水産課	千葉県	中川班長、宇都主査
	東京都	龍課長代理、山本主事
	神奈川県	相澤副技幹
	静岡県	松山班長
○海区事務局	千葉県	玉井副技監、川合副主査
	東京都	米本事務局長、岩田主事
	神奈川県	川上事務局長代理、上原主任主事
	静岡県	伊藤事務局長、池谷主幹、松浦主査、市川主任

### 審議経過

松山班長	それではお時間になりましたので先に出席者の確認をさせていただきます。各県の代表の方、千葉県水産課の宇都様、出席ご予約の皆様はお揃いでしょうか。
宇都主査	はい、千葉県全て揃っております。
松山班長	ありがとうございます。東京都水産課の山本様、お揃いでし

	<p>ようか。</p>
山本主事	<p>はい、東京都も大丈夫です。</p>
松山班長	<p>ありがとうございます。神奈川県水産課の相澤様、よろしいでしょうか。</p>
相澤副技幹	<p>はい、皆様お揃いです。</p>
松山班長	<p>ありがとうございます。それでは、皆様お揃いの方ですので、ただ今から一都三県連合海区漁業調整委員会を開会いたします。私は、静岡県水産資源課 資源管理班 班長の松山と申します。</p> <p>本委員会は当初、対面で開催予定でしたが、コロナウイルスまん延防止対策のため、7月末に急遽予定を変更し、Web開催とさせていただきます。御出席いただいている各都県の委員の皆様、また準備をしていただいた事務局及び行政職員の皆様には急な予定変更にもかかわらず御対応いただきまして感謝申し上げます。</p> <p>今年度は、静岡県が連合海区の開催県ですので、議長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>会議に入ります前に、事前にお送りしております資料の確認をさせていただきます。まず、1番目に議事次第、2つ目に出席者名簿、一部変更があり再度お送りさせていただいております。3番目に千葉県様の資料、概要版及び許可方針について。4番目に東京都様の資料、概要版及び許可方針について、5番目に静岡県の資料、概要版及び許可要領について。以上となっております。よろしくおねがいたします。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、開催県といたしまして、静岡県経済産業部水産資源課長 兼 静岡海区漁業調整委員会事務局長の伊藤から、御挨拶申し上げます。</p>
伊藤課長	<p>皆様こんにちは。静岡県水産資源課長の伊藤でございます。画面には映っておりませんが、着座にて失礼いたします。</p> <p>本日は、一都三県連合海区漁業調整委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より本県漁業者が、各都県の漁業関係者、漁業調</p>

	<p>整委員会、それから行政の皆さま方の調整や御尽力のもと、さば漁業を継続できていることにつきまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。</p> <p>本県のさば漁業は、古くから伊東、沼津、焼津・小川地区を中心に、新たな漁法を試み、漁場を探索しながら発展してまいりましたが、御承知のとおり本県のさば漁業に関わる隻数は年々減少しております。</p> <p>ただ、こういった状況にあっても、伊豆諸島周辺海域は、変わらず、さば漁業における重要な操業場所でございます。隻数が少なくなっても、今後もこの海域の資源を守り、お互いが漁場を大事に利用していくことが重要と認識しております。</p> <p>本会議が今後のさば漁業の維持、継続に大きな役割を果たしていくことを祈念し、簡単ではございますが御挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
松山班長	<p>ありがとうございました。続きまして、静岡海区漁業調整委員会 鈴木会長より御挨拶申し上げます。鈴木会長、よろしくお願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>皆さんこんにちは。本日は、お忙しいところ、一都三県の委員の皆様、並びに事務局の皆様、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、本日、会議開催につきまして準備にあたられました各都県の水産行政、それから各会区事務局の皆さまには、私からも厚く御礼申し上げます。</p> <p>この連合海区漁業調整委員会では、長年にわたり、伊豆諸島のあじ、さば漁業の許可にかかる調整を行ってきた歴史がございます。この委員会は、一都三県の関係者が集まり、伊豆諸島海域でのさば漁業の操業について、お互いの立場を理解しながら、一緒に漁場を利用していくための話し合いの場であると思っております。</p> <p>本日は、令和5年漁期のさば漁業の調整について、御審議いただくわけでございますが、これまで同様に円滑な漁場利用ができますよう、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。</p>
松山班長	<p>ありがとうございました。続きまして、各海区の出席委員及び事務局並びに行政職員の紹介をお願いしたいと思います。紹</p>

	介につきましては、各海区の事務局からお願いいたします。それでは、まず千葉県様からお願いいたします。
玉井副技監	千葉海区から、本日の千葉県側出席者を御紹介させていただきます。千葉海区漁業調整委員会、石井会長です。
石井会長	はい、よろしくお願いします。
玉井副技監	鈴木会長代理です。
鈴木会長代理	はい、よろしくお願いします。
玉井副技監	清水会長代理です。
清水会長代理	よろしくお願いします。
玉井副技監	千葉県農林水産部水産局水産課、中川漁船漁業班長です。
中川班長	よろしくお願いします。
玉井副技監	宇都主査です。
宇都主査	よろしくお願いします。
玉井副技監	千葉海区漁業調整委員会事務局の川合副主査です。
川合副主査	よろしくお願いします。
玉井副技監	最後に、私、玉井でございます。よろしくお願いいたします。
松山班長	よろしくお願いします。ありがとうございます。続きまして東京都様、よろしくお願いいたします。
米本事務局長	はい、それでは出席者名簿の順に御紹介させていただきたいと思っております。まず最初に、有元会長でございます。
有元会長	有元です。よろしくお願いします。

米本事務局長	浜川委員でございます。
浜川委員	浜川です。よろしくお願いいたします。
米本事務局長	関委員でございます。
関委員	関です。よろしくお願いいたします。
米本事務局長	続きまして、水産課を御紹介いたします。龍課長代理でございます。
龍課長代理	龍です。よろしくお願いいたします。
米本事務局長	山本主事でございます。
山本主事	山本です。よろしくお願いいたします。
米本事務局長	委員会事務局に移りまして、岩田主事でございます。
岩田主事	岩田です。よろしくお願いいたします。
米本事務局長	最後になりましたが、私、事務局長の米本でございます。よろしくお願いいたします。
松山班長	ありがとうございました。続きまして、神奈川県様、よろしくお願いいたします。
川上事務局長代理	はい、神奈川海区から出席者を紹介いたします。まず、櫻本会長です。
櫻本会長	櫻本です。よろしくお願いいたします。
川上事務局長代理	続きまして、宮川副会長です。
宮川副会長	宮川です。よろしくお願いいたします。
川上事務局長代理	福本副会長でございます。

福本副会長	福本です。よろしくお願いします。
川上事務局長代理	続きまして、水産課からですが、相澤副技幹です。
相澤副技幹	相澤です。よろしくお願いいたします。
川上事務局長代理	続きまして、事務局からは上原主任主事です。
上原主任主事	上原と申します。よろしくお願いします。
川上事務局長代理	最後に、私、川上事務局長代理でございます。よろしくお願いいたします。
松山班長	ありがとうございました。最後に静岡県、お願いいたします。
伊藤事務局長	それでは、静岡県の出席者を御紹介いたします。まず、静岡海区漁業調整委員会から鈴木会長です。
鈴木会長	鈴木です。よろしくお願いいたします。
伊藤事務局長	橋ヶ谷副会長です。
橋ヶ谷副会長	橋ヶ谷です。よろしくお願いします。
伊藤事務局長	次、高田委員に御出席いただいています。
高田委員	高田です。よろしくお願いします。
伊藤事務局長	次に行政職員でございますが、水産資源課の松山班長でございます。
松山班長	松山です。よろしくお願いいたします。
伊藤事務局長	続きまして海区事務局ですが、池谷主幹です。
池谷主幹	池谷です。よろしくお願いします。
伊藤事務局長	松浦主査です。

松浦主査	松浦です。よろしくお願いいたします。
伊藤事務局長	市川主任です。
市川主任	市川です。よろしくお願いいたします。
伊藤事務局長	最後に私、事務局長の伊藤です。本日はよろしくお願いいたします。
松山班長	皆様ありがとうございました。次に、議長選出ですが、慣例によりますと、開催県の海区会長が議長を務めておりますので、今回もそのようにさせていただいてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし、の声
松山班長	ありがとうございます。異議なしとのことですので、静岡海区漁業調整委員会の鈴木会長に議長をお願いしたいと思います。鈴木会長、よろしくお願いいたします。
議長 (鈴木会長)	議長を務めさせていただきます、鈴木でございます。よろしくお願いいたします。皆様方のご協力をいただきながら円滑な議事進行に務めてまいりたいと思います。議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選出したいと思いますが、慣例によりまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし、の声
議長	異議なしということですので、私の方から指名させていただきます。千葉海区の石井会長様、東京海区の有元会長様、神奈川県海区の櫻本会長様、静岡海区の橋ヶ谷副会長様、以上4名の方をお願いいたします。 それでは議事に入ります。本日本日予定されている議題は、(1)令和5年漁期における火光利用さば漁業の調整について、(2)令和5年漁期におけるあじ・さば棒受網漁業の調整について、(3)その他、の3件ですが、先の2件につきましては、関連性の高い議題ですので、一括上程したいと思います。いかが



委員一同	<p>でしょうか。</p> <p>異議なし、の声</p>
議長	<p>異議なしということでございますので、(1) 令和5年漁期における火光利用さば漁業の調整について、(2) 令和5年漁期におけるあじ・さば棒受け網漁業の調整についてを一括上程いたします。</p> <p>それでは各都県の担当者から説明していただきますが、順番は、北から順に、千葉県、東京都、静岡県 of 順番でお願いいたします。</p> <p>質疑につきましては、各都県からの説明終了後、一括して行いたいと思います。それでは千葉県からお願いいたします。</p>
宇都主査 (千葉県水産課)	<p>千葉県水産課漁船漁業班の宇都と申します。私から御説明いたします。千葉県の資料の1ページ目を御覧ください。</p> <p>令和5年漁期あじ・さば漁業許可方針(案)に係る協議事項の要点を用いて御説明いたします。</p> <p>まず第1、火光利用さば漁業です。1の許可方針については、事務的な改正として、令和3年12月に、県の押印見直し方針に基づき、別記様式により定めている資源管理の状況等の報告書における押印及び署名を廃止する改正を行いました。その他の事項につきましては、従前のとおりです。</p> <p>2、令和5年漁期の許可等の上限は76隻とします。こちらは昨年と同数です。(1) 都県別の許可等の上限は以下のとおりです。岩手県1隻、千葉県39隻、東京都1隻、神奈川県20隻、静岡県15隻の計76隻です。(2) 許可等の上限のうち大型船舶の許可等の上限は、昨年と同数で以下のとおりです。後ほど御覧ください。</p> <p>3、制限措置の内容です。(1) 漁業種類は火光利用さば漁業、(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は事前の申請希望調査に基づき定めることとし、後ほど、表を用いて御説明いたします。(3) 船舶の総トン数は、許可方針のとおりです。(4) 推進機関の馬力数は、定めなし。(5) 操業区域は、館山市洲埼灯台中心点から富津市明鐘岬突端を経て神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を結んだ線から銚子市地先に至る間の千葉県海面。(6) 漁業時期は周年、(7) 漁業を営む者の資格については次のページの表で御説明いたします。2ページ</p>

目を御覧ください。

漁業を営む者の資格。千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は25隻。神奈川県については2隻、静岡県については5隻の合計32隻としたいと考えております。

4、許可等の申請期間は、令和4年9月15日から10月14日までとします。

5、許可の有効期間は、許可の日から令和5年10月31日までとします。

6、令和4年漁期火光利用さば漁業の、千葉県海面における漁獲成績は以下のとおりです。許可隻数29隻のうち、操業隻数はありませんでした。

3ページを御覧ください。続いて第2の敷網漁業、あじ・さば棒受網漁業についてです。1、許可方針については、火光利用さば漁業と同様に資源管理の状況等の報告書における、押印及び署名を廃止する改正を令和3年12月に行っております。その他の事項につきましては従前のおりです。

2の令和5年漁期の許可等の上限は37隻とします。都県別の許可等の上限は以下のとおりです。千葉県7隻、東京都1隻、神奈川県0隻、静岡県9隻、調整枠20隻の計37隻です。

3、制限措置の内容。(1) 漁業種類は、あじ・さば棒受網漁業。(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、事前の申請希望調査に基づき定めることとし、後ほど、下の表で御説明いたします。(3) 船舶の総トン数は、許可方針のおりです。(4) 推進機関の馬力数は、定め無し。(5) 操業区域は、いすみ市太東埼灯台中心点正東の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市剣埼灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面。(6) 漁業時期は、総トン数10トン未満の船舶にあっては8月1日から12月31日まで。総トン数10トン以上の船舶にあっては8月1日から10月31日まで。(7) 漁業を営む者の資格は、下の表で御説明します。

千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は3隻。静岡県については1隻の、合計4隻としたいと考えております。

4の許可等の申請期間は、令和4年9月15日から10月14日までとします。4ページを御覧ください。

5、許可の有効期間は、許可の日から令和5年10月31日までとします。

<p>議 長</p> <p>山本主事 (東京都水産課)</p>	<p>6、令和4年漁期 敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の、千葉県海面における漁獲成績は以下のとおりです。許可隻数2隻のうち、操業隻数はございませんでした。</p> <p>千葉県からの説明は以上です。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。続いて東京都からお願いいたします。</p> <p>それでは、東京都水産課漁業調整担当の山本から御説明いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>資料は令和5年漁期火光利用あじさば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業と表紙に書かれた東京都の資料と令和5年漁期火光利用さば漁業及びあじ・さば漁業に係る協議事項の要点の2点をご用意ください。</p> <p>それでは、本件につきましては、この協議事項の要点に沿ってご説明いたします。まず火光利用さば漁業について、1、許認可方針でございますが、基本的に従前どおりの内容となっております。その中で変更のあるものとして、2、許認可隻数がございます。</p> <p>都県別の許可等の最高限度は40隻と変更はございませんが、都県別の内訳で変更がございます。東京都は変更無しで1隻、千葉県は昨年より3隻増で18隻、神奈川県は変更なしの7隻、静岡県は変更なしで11隻、調整枠につきましては、千葉県の増加に伴い3隻減の3隻となっております。</p> <p>(2)、許可枠のうち大型船舶の隻数ですが、これはすべて昨年同様で、東京都1隻、千葉県3隻、神奈川2隻、静岡県3隻となります。</p> <p>これら許可枠の算出方法ですが、昨年と同様の方法をとっております。まず1つ目、ア)、令和4年漁期の許認可実数を算定根拠とする。イ) 上限は平成6年漁期。ウ) 令和4年漁期の許認可実数と階層充当枠の和が40隻を超えない場合は調整枠を設けて40隻とする。計算の内訳については後ほど資料にて御説明いたします。</p> <p>3、制限措置についてです。基本的には従前どおりの内容となっております。許可等をすべき船舶の数についてのみ若干の変更がございます。東京都資料の19ページをご覧ください。</p> <p>19ページ左側の上の列に許可等をすべき船舶等の数がござ</p>
-------------------------------------	--

いますが、上から東京都1隻、千葉県13隻、神奈川県2隻、静岡県5隻となっております。静岡県につきましては、前漁期から許認可実績が減ったことに伴い、変更してございます。

真ん中の列、操業区域と漁業を営む者の資格については、従前のおりとなっております。

続きまして、資料を要点事項に戻っていただきまして、4、許可等の有効期間です。こちらは時点更新のみで令和4年11月1日から令和5年10月31日までとしております。

5、許可の申請期間です。こちらも時点更新のみで令和4年9月15日から同年の10月14日までとしております。

6、資源管理の状況等の報告ですが、去年は提出時期の調整のため報告期間が11か月となっておりますが、今漁期より12か月間を報告期間とし、令和4年6月1日から令和5年5月31日までの報告を令和5年6月20日までに御提出いただきます。

ページをめくっていただきまして、7番です。操業区域、許可等の申請書に添付する書類、制限又は条件、三宅島周辺特定海域における操業遵守事項及び各種様式については従前のおりとなっております。

最後に、8、令和4年漁期の火光利用さば漁業の操業実績についてです。許可隻数は18隻、うち操業隻数は8隻。水揚げ量は3,138トン、水揚げ金額はおよそ3億4,800万円でございます。

続きまして、第2、あじ・さば棒受け網漁業でございます。

1、許認可方針につきましては基本的には従前のおりでございます。

2、許認可隻数につきまして、令和5年漁期の最高限度は65隻とし、昨年同様でございます。都県別の隻数としましては、東京都は昨年同様で41隻、千葉県も昨年同様に8隻、神奈川県も同様に5隻、静岡県が昨年から1隻減って8隻、それに伴い調整枠が1隻増えて3隻となります。

許可枠のうち大型船につきましては昨年と同様、千葉県3隻、静岡県3隻となります。

これら許可枠の算出方法ですが昨年と同様の方法をとっております。ア)、令和4年漁期の許認可実数を算定根拠とする。イ) 上限は平成6年漁期。ウ) 令和4年漁期の東京都以外の許認可実数と階層充当枠の和が24隻を超えない場合は調整枠を設けて24隻とする。計算の内訳については資料のおりでございます。

3、制限措置についてでございます。基本的には従前どおり

の内容となっております。許可等をすべき船舶の数についてのみ若干の変更がございます。こちらにつきましても東京都資料の21ページをご覧ください。

左側の列に許可等をすべき船舶の数があり、東京都41隻、千葉県3隻、静岡県2隻となっております。静岡県の前漁期のから許認可実績が減ったことに伴い、変更してございます。

資料を要点事項に戻っていただきまして、4、許可等の有効期間でございます。こちらは時点更新のみで令和4年11月1日から令和5年10月31日まででございます。

5、許可の申請期間です。こちらも時点更新のみで令和4年9月15日から10月14日までを予定しております。

要点事項の3ページに進んでいただきまして、6、資源管理の状況等の報告です。こちら先ほどの火光利用さば漁業と同様、令和4年6月1日から翌年5月末日までの内容を、6月20日に提出していただきます。

7、操業区域、許可等に添付する書類、制限又は条件、三宅島周辺特定海域における操業遵守事項及び各種様式については従前のおりの内容となっております。

8、最後に、令和4年漁期におけるあじさば棒受け網漁業の操業実績についてでございます。許可隻数は5隻のうち、4隻操業、水揚げ量561トン、水揚げ金額はおよそ8,300万円でございます。

東京都からは以上となります、宜しくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。最後に静岡県からお願いいたします。

松浦主査  
(静岡海区事務局)

静岡海区事務局の松浦です。よろしくお願いいたします。令和5年漁期さばすくい網及び棒受網漁業に係る協議事項の要点の資料を基に御説明いたします。

まず、はじめに、今回の本県取扱要領についてですが、要領内の項目の名称及び文言の修正、それから字句の軽微な変更及び日付けの時点修正を行いました。以下の資料につきましては、実質的変更のあった箇所のみ下線を引いておりますので、そちらについて御説明していきたいと思っております。

それでは、まず、第1のさばすくい網漁業から御説明いたします。1の静岡県におけるさばすくい網漁業の定義(適用範囲)につきましては、従前のおりです。

2の令和5年漁期の許可等の上限は52隻で、昨年同数です。このうち、都県別の許可等の上限は(1)にお示ししたとおりで、静岡県15隻、東京都1隻、千葉県10隻、神奈川県26隻。

(2)の大型船舶についても昨年同数で静岡県3隻、東京都1隻、千葉県1隻、神奈川県2隻となっております。

(3)に記載している上限となる隻数につきましては、昨年同様に以下の方法で算出しました。まず、アの25トン以上100トン未満の船舶につきましては、本年8月末現在の許認可隻数を上限としておりますが、東京都と神奈川県については、現在の許可等の上限と同数としております。イの25トン未満の船舶については、現在の許可等の上限と同数といたします。これら隻数は昨年と同数です。

3の制限措置の内容については、内容そのものは昨年と同様ですが、今年度、(2)のア、「新トン数適用船舶」について、総トン数25トン以上100トン未満船については、要領上の許可等を行うことが出来る船舶の数、つまり許可等の上限の数では変更がございませんでしたが、令和5年漁期について、静岡県船の申請予定数が前年1減の2隻となることから、この点のみ、変更となります。

そのほか、2ページの4の条件は変更無し、5の許可等を申請すべき期間及び6の許可等の有効期間は日付けの時点修正、それから、7の申請の際に添付する書類については変更はございません。

3ページに移っていただきまして、8の資源管理の状況等の報告については時点変更のみとなります。

9の令和3年のさばすくい網漁業の操業実績は、本県の場合は令和3年1月から12月までを対象としておりますが、許可隻数8隻、水揚はゼロでした。

続きまして3ページの棒受網漁業について御説明します。1に記載の定義は従前のおりです。

2の許可等ができる船舶の上限につきましては、全体で昨年より1隻減、その内訳として下にあります都県別の許可等の上限について、静岡県船が前年9隻だったところ、今回は8隻となっております。このほか、東京都1隻、千葉県6隻、神奈川県1隻につきましては変更ありません。

許可等の上限の算出方法は(2)にお示しておりますように、8月末現在の隻数に階層移動充当枠5隻を加えた隻数を上限としています。ただし、東京都と神奈川県につきましては現在

	<p>の許可等の上限と同数としています。静岡県船が令和3年漁期に1隻、許認可船が減となったため、その影響でマイナス1隻となっております。</p> <p>3の制限措置につきましては、内容そのものは昨年と同様ですが隻数及び条件のか所に修正がございます。今年度、(2)のア、「新トン数適用船舶」については総トン数25トン以上100トン未満船について、要領上の許可の上限数では変更はありませんでしたが、さばすくい網漁業と同じく、令和5年漁期について、静岡県船の申請数が前年1減の2隻となることから、この点のみ変更となります。</p> <p>そのほか、1ページめくっていただきまして、4ページ4の条件の(2)について、今回、修正がございますので御説明いたします。</p> <p>条件の(2)、下線を引くのを失念いたしましたので申し訳ありません、口頭で御説明いたしますが、2行目です。和歌山県串本町潮岬灯台を見通した線より以南の静岡県海面において、ここからですが、「日没から日の出までの間は」となっております。これが昨年は、「夜間」という表現でしたので、夜間がいつからかわかるように、これは2年前の表現に戻してございます。昨年、要領を修正した時点で、夜間という表現にしてしまいましたので、こちらを日没から日の出までの間は操業してはならない、というように元に戻す形で修正してございます。</p> <p>5の許可等を申請すべき期間及び6の許可等の有効期間は日付けの時点修正、それから7の申請の際に添付する書類につきましては変更はございません。</p> <p>8の資源管理の状況等の報告につきましては時点修正で、9の令和3年の棒受網漁業の操業実績につきましても、さばすくい網漁業と同じく実績はゼロとなっております。</p> <p>以上となります。よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>関係都県からの説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。御意見・御質問等がございましたらお願いします。</p> <p>(発言者無し)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に無いようでしたら、本日提案された2議題につきまして</p>


		は、原案どおり承認するという事でよろしいでしょうか。
委員一同		異議なし、の声
議長		異議なしとのことですので、原案どおり承認したいと思います。次に議題(3)「その他」ですが、何かございますでしょうか。
橋ヶ谷副会長		1点、よろしいでしょうか。
議長		はい。
橋ヶ谷副会長		静岡県の橋ヶ谷です。お願いします。意見と言うよりはお願いなのですが。千葉県さん、千葉県海面の操業についてなんですが、できましたら、前向きに調整する方向でよろしく願いいたします。それだけです。貴重な時間、すみませんでした。
議長		千葉県さん、今の橋ヶ谷委員からのお願いですけれども、御回答よろしいでしょうか。
中川班長 (千葉県水産課)		千葉県水産課の中川と申します。以前から、静岡県の方から千葉県海面での操業の要望をいただいております。調整をしてきた経過というのも御説明させていただいているところでございます。 今回、御要望をいただきましたので、また、その点については関係する漁業者等々と話してみたいと思っております。 また、その結果については、御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
議長		ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。他に御意見ありませんでしょうか。
		(発言者無し)
議長		御意見無いようですので、次に移りたいと思います。 それでは、来年度の一都三県連合会区漁業調整委員会の開催都県を指名したいと思います。来年度の開催県は、順番から行きますと、千葉県さんとなりますが、千葉県さん、いかがでし





千葉海区 石井会長	ようか。
議 長	はい、わかりました。
	<p>はい、ありがとうございます。それでは、来年度の開催は千葉県ということで決定させていただきます。</p> <p>これをもちまして、本日予定していた議題につきましては全て終了いたしました。皆様の御協力により議事が進行できたことを御礼申し上げます。これにて、議長を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
松山 班 長	<p>鈴木会長、どうもありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、本日の一都三県連合海区漁業調整委員会を閉会させていただきたいと思えます。本日はWebでの会議ということで、中々不慣れな点もありましたけれども、どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(連合海区：午後2時08分閉会)</p>


上記、議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。


令和4年8月5日

議長 静岡海区漁業調整委員会会長 鈴木新 

議事録署名人 千葉海区漁業調整委員会会長 石井春人 

議事録署名人 東京海区漁業調整委員会会長 有元貴文  印

議事録署名人 神奈川海区漁業調整委員会会長 櫻本和美  印

議事録署名人 静岡海区漁業調整委員会副会長 橋谷善彦  印

